

第19回大田市農業委員会総会議事録

1、日 時 令和元年7月23日（火） 13：30 開会
14：23 閉会

2、場 所 大田市役所 2階第2会議室

3、出席委員（17名）

1番 杉本勝徳	2番 古志泰博	3番 森脇公二郎
4番 竹下正也	5番 奥 雅守	6番 武田廣司
7番 福田佳代子	8番 戸嶋総一	9番 坂根 正
10番 田原洋司	11番 岩谷洋司	12番 戸島長四郎
13番 落合政顕	14番 大谷成志	15番 漆谷幸男
16番 三谷 薫	17番 山下 傳	

4、欠席委員（0名）

5、提出議題

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について
議案第4号 農地転用事業計画変更申請について
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第6号 農用地利用集積計画による利用権等の設定について
議案第7号 大田・温泉津農業振興地域整備計画の変更について

6、その他

- (1) 人・農地プランの実質化について（農林水産課）
- (2) 事務連絡
 - ・利用状況調査研修会について（7/26）
 - ・活動記録簿の提出について
- (3) 専門委員会について
 - ・地域農業研究委員会（2階第2会議室）
 - ・情報調査研究委員会（4階会議室）

7、出席職員 本会議に出席した職員は次のとおりである。

農業委員会事務局	事務局長	渡邊義雄
	農政係長	白石利伸
	農地係長	中村弘幸
	主任	鉦久美
農林水産課	主任主事	三島貴子

議 事

局 長 定刻となりましたので、第19回大田市農業委員会総会の開会にあたり、会長のごあいさつをいただきます。

会 長 (会長あいさつ)

会 長 それではこれより、第19回総会を開会いたします。
会議規則第6条第1項の規定により、会長の私が議長を務めます。

議 長 定足数の確認をいたします。

本日、出席委員は17人でありますので、会議の方は成立しております。

続きまして、議事録署名委員を指名します。

議事録署名委員は、7番福田委員、8番戸嶋委員よろしくお願いたします。

続きまして、月間報告に入ります。渡邊事務局長より報告いたします。

局 長 それでは報告いたします。第18回総会から本日までの経過報告です。

6月24日(月)、第18回総会を市役所で開催しました。

6月26日(水)、仁摩・温泉津ブロック利用状況調査現地説明会を開催しました。

6月28日(金)、東部・中央・西部ブロック利用状況調査現地説明会を開催しました。

また、島根県農業会議通常総会と会長・事務局長研修会が松江市で開催され、田原会長と事務局から私が出席しました。

7月10日(水)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席しました。

7月23日(火)、本日第19回総会を市役所で開催しております。

今後の予定です。

7月26日(金)、農地利用状況調査研修会を市役所で開催予定としております。

また、同日島根県農業会議臨時総会が松江市で開催され、田原会長が出席の予定です。

7月30日(火)、高山ブロック利用状況調査現地説明会を

開催予定です。

8月13日(火)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席の予定です。

8月中旬に運営委員会を市役所で開催予定としております。
8月21日(水)、市町村農業委員・農地利用最適化推進推進委員研修大会が松江市で開催され、農業委委員11名、農地利用最適化推進委員13名、事務局から私が参加予定としております。

8月23日(金)、第20回総会を市役所で開催予定としております。以上です。

議長 それではこれより、議事に入ります。

報告第1号から議案第5号までは、農地法関連でございますので、会議規則第6条第1項の規定によりまして、議事の進行は、山下代理の方をお願いいたします。

議長 はい。それでは農地法関連の議案の取りまとめをさせてい(代理)たきます。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知について、事務局の説明をお願いいたします。

中村係長 報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知につきましては、2件でございます。

番号1番及び番号2番波根町でございます。

番号1番、波根町342番、552番、613番1、613番3、613番4、合計5,058㎡は、耕作者と農地中間管理機構との間で、令和元年7月2日から令和10年12月31日まで、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃貸借権が設定されておりました。

番号2番は、番号1番と同じ農地であります。農地中間管理機構と所有者との間で、平成31年3月30日から令和10年12月31日まで、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権が設定されておりました。

この度、農地を譲渡することになったため、令和元年7月9日に合意解約されたものであります。以上でございます。

議長 はい。報告案件ではありますが、解約された後の農地状況(代理)について、担当委員さんの方で何か情報がございましたら発表してください。

11番 事務局の説明のとおりでございまして、後程審議されます

議案第2号の2番のところ出てきますが、売却による解約ということですが。

議長 農地を農地として売却するのですか。
(代理)

11番 議案第2号の番号2で出てきますけども、農地を農地としての売買ということですが。中間管理機構を通して、賃貸借契約を結んでいたものを元戻しするためには、こういう状態になるということですが。

議長 ちょっと気になるのは、期間が今年の7月2日から契約が入っているのに、その週末には解約しますというのが。もう少し計画的にならなかつたのかなという気がします。

報告案件ですので、次に進みたいと思います。

続きまして、議案第1号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

中村係長 議案第1号非農地証明願につきましては、2件でございます。

番号1番五十猛町でございます。

申請地、五十猛町〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇、合計575㎡は、「大田市立五十猛小学校」の南西約400m、「国道9号」西側に位置しております。

当該申請地は、所有者が労力不足であること、また、崖地及び急傾斜地であり、昭和50年ごろから耕作をしていないため、灌木等が生い茂っている状態であります。現況は山林であり、農地への復旧が極めて困難な土地に該当すると思われれます。

番号2番温泉津町でございます。

申請地、温泉津イ〇〇〇番、532㎡は、「温泉津総合運動場」の西約500m、「国道9号」から「市道温泉津港線」に入り、約3.5km進んだ北側に位置しております。

当該申請地は、昭和30年ごろから耕作をしておらず、雑木が多数繁茂している状態であります。現況は山林であり、農地への復旧が極めて困難な土地に該当すると思われれます。

以上でございます。

議長 はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の結果報告
(代理)をお願いします。

16番 現地を確認いたしました。現地は急傾斜地というか、かな

り灌木が生い茂っておりまして、農地への復旧は困難であると確認いたしました。五十猛の三井推進委員にも確認していただき、現地は山林であるとの確認をいただいています。異議はございません。

議 長 次お願いします。

(代理)

1 2 番 5月30日に〇〇さんと現地を確認しました。大変荒れており山林化しております。異議はございません。

議 長 2つの案件とも担当委員さんの現地調査の結果報告では、
(代理) 農地への復旧は困難であるとのことでした。各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

(異議なしの声多数)

議 長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること
(代理) とし、おって非農地証明書を交付することといたします。

続きまして、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

中村係長 議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、4件でございます。

書類審査上は、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしており、問題はないと判断いたしますが、担当農業委員さんの「地域との調和要件」などの調査報告を踏まえ、ご審議をお願いしたいと思います。

番号1番山口町でございます。

申請地、山口〇〇〇〇番外15筆、合計5,195㎡は、「北三瓶まちづくりセンター」の北東約200m、「県道三瓶山高原道路」から「市道山口志学線」を經由し、「主要地方道大田佐田線」に入り、約900m進んだ東側及び西側に位置しております。

譲渡人は、現在、県外に居住しており、労力もなく、耕作及び維持・管理に苦慮しており、譲渡するものであります。

譲受人は、当該申請地が、近く本人が取得予定の住宅に程近く、耕作に便利であるため、農地を譲り受け、農業経営を行うものであります。

番号2番波根町でございます。

申請地、波根町〇〇〇番外7筆、合計6,260㎡は、「大田市立朝波小学校」の南約250mから約650m、「国道9号」から「市

道波根富山線」に入り、南へ約150mから約1.2km進んだ地点に位置しております。

譲受人は、高齢で労力もなく、また、後継者もないことから維持・管理に苦慮しており、譲渡するものであります。

譲受人は自宅及び耕作地が当該申請地に程近く、耕作に便利であることから、農地を取得し、農業経営の拡大を図るものであります。

番号3番波根町でございます。

申請地、波根町〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇、合計587㎡は、「通称：波根八幡宮の南側、約100m、「国道9号」から「県道波根・久手線」を經由し、「市道波根市街線」に入り、約600m進んだ地点の南側に位置しております。

本案件は、農地法施行規則第17条第2項における「空き家付き農地指定地番」の所有権移転に係るものであります。

譲渡人は、波根町の家屋については、平成31年2月27日に、「空き家バンク」への登録を行いました。当該申請地についても、令和元年6月24日に、「空き家付き農地の地番指定」を受けております。

譲受人は、このたび譲渡人の家屋を取得し、家屋に隣接している当該農地を譲り受け、管理・耕作を行っていくものであります。

番号4番鳥井町でございます。

申請地、鳥井〇〇〇〇番〇外3筆、合計1,761㎡は、「大田市立鳥井保育園」の南東約350m、「県道江港大田市停車場線」から「市道鷺山北沢線」を經由し、「市道志田ヶ池上線」に入り、約150m進んだ北側に位置しております。

譲渡人は、労力もなく、耕作や維持・管理に苦慮しているため譲渡するものであります。

譲受人は、当該申請地に程近い農地を耕作しており、今回の取得で農業経営を拡大し、経営の安定化を図るものであります。以上でございます。

議長 (代理) はい。では、担当委員さんの方から、地域との調和要件を踏まえて、現地調査の結果報告をお願いします。

2番 譲受人の〇〇〇〇さんは、山口町出身の方で、東京で仕事をされていたのですが、こちらへ帰られ、現在アパート住まいです。〇〇さんのところの田んぼ、山、家をまとめて買わ

れて、山口町へ住んでみたいということです。ただ問題は、現在耕作されていない田、畑でして、本当に耕作できるか確認を取りました。同級生方と相談をされており、農機具等の準備を進めているということでした。現在の所有者の方が持つておられるよりは、地元出身の帰省された方が買われるということで、調和要件等含めまして異議はございません。

議 長 次お願いします。

(代理)

1 1 番 2 番波根町の案件でございます。先ほど出てきた案件でございます。農地を農地として活用するというところでございます。〇〇さん営農組合の組合長として頑張っておられます。異議はございません。

番号3番につきましては、空き家バンクで入られた方です。松江市の住所になっておりますけども、その農地に隣接する住宅に住まわれるということで、きちんと管理されていただければ幸いであると考えています。異議はございません。

議 長 次お願いします。

(代理)

1 6 番 申請地を確認しました。譲受人の〇〇さんは、〇〇〇〇〇〇〇〇の代表者であります。お会いしてお話を伺いました。農業経営の拡大をするために、牧草を植えられるとのことでした。異議はございません。

議 長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということ(代理)ですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

7 番 番号1の農地ですが、耕作が今までされていないということでしたが、何年位耕作されていなかったのでしょうか。

2 番 10年位です。ただ、田がすごく分かれておりまして、〇〇さんは、お嫁さんに行かれて〇〇さんという姓になったんですが、その後半分は他の方が作っておられたんですが、半分は作っていないという状態で、一言で何年位と言いつらいこともあります。ここは、5年位作っていないが、あそこは10年位作っていないという状況です。

7 番 戻ってこられて、住人になっていただくことは喜ばしいことなんですけど、本当に田畑がよみがえっていかねば意味がないので、周りからの支援が必要だと思います。

2 番 本人と周りの人に聞いたら、同級生が地元で4、5人いま

して、色々とアドバイスを受けているようです。近く開催されるJAの展示会に行って、どの農機具がよいかなど相談もされるようです。全部が全部復旧できるとは思いませんが、ある程度は復旧できると判断しました。

議長 対象農地は、ある程度まとまったところにありますので、
(代理) そういう点においては、活用がしやすいのかなと思います。
その他にご意見、ご質問はありますか。

(異議なしの声多数)

議長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること
(代理) とし、おって許可書を交付することといたします
続きまして、議案第3号農地法第3条第2項第5号の規定
による別段面積の設定について事務局の説明をお願いいたします。

中村係長 議案第3号農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積
の設定につきましては、1件でございます。

本案件につきましては、農地法施行規則第17条第2項の
適用における空き家付き農地にかかる下限面積について、地
番指定を行うものでございます。

番号1番仁摩町でございます。

指定を受ける農地は、仁摩町仁万〇〇〇〇番〇、畑、118
㎡でございます。

空き家バンク登録された空き家は明神自治会内にございま
す。島根県立邇摩高等学校の北西、約400mに位置しており、
国道9号沿いにあります。

申請農地は、空き家に隣接しております。

申請者は、県外に居住しているため、平成31年2月14日
に空き家バンクへ登録されました。その住宅と一体的に処分
できるように地番指定を受けるものでございます。

農地の状況につきましては、担当農業委員と現地確認を行
いました。現在は耕作がされておらず、雑草等が繁茂してい
る状況でした。このため、1号遊休農地という判断をいたし
ております。また、周辺への影響が生じないことも確認いた
しております。

この地番指定についてご承認いただきますと、決裁処理を
行い、本日付けをもって告示する予定でございます。

以上でございます。

議 長 はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の結果報告（代理）をお願いします。

5 番 1号遊休農地であり、問題はなく異議はございません。

議 長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということ（代理）ですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。
（異議なしの声多数）

議 長 そうしますと、特に異議がないようですので、当委員会と（代理）しては承認することとし、本日付けで地番指定の告示を行うことといたします。

続きまして、議案第4号農地転用事業計画変更申請について事務局の説明をお願いします。

中村係長 議案第4号農地転用事業計画変更申請につきましては、1件でございます。

番号1番川合町でございます。

申請地、川合〇〇〇〇番、142㎡は、「川合まちづくりセンター」の西約200m、「国道375号」から「市道川合行恒線」に入り、約250m進んだ西側に位置しております。

第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

申請地は、当初計画者が、農業経営の一環として、農業用倉庫の建築を予定しており、平成5年7月20日付けで、農業用倉庫敷地への転用目的で農地法第5条の許可を受けております。

しかし、農業経営への未熟さから、この計画を断念することとなり、現在は、更地の状態となっております。

申請者は、現在、借家住まいをしており、当該申請地に個人住宅を新築、有効に活用し継承したいと考えております。

なお、継承者は、当初計画者の息子夫婦であります。

また、本件に関する第5条許可申請については、このあと、議案第5号にて、ご審議いただくこととなります。以上でございます。

議 長 はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の結果報告（代理）をお願いします。

3 番 この場所ですが、隣に実家がございますして、そこに息子さんの家を新築するということがございますして、問題はないと思います。

議 長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということ
(代理) ですが、この後、5条で関連の事案が出てまいりますので、
それと合わせて最終的な判断をしたいと思えます。

続きまして、議案第5号農地法第5条第1項の規定による
許可申請について事務局の説明をお願いします。

中村係長 議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請につ
きましては、1件でございます。

先程、ご説明いたしました、農地転用事業計画変更申請と
セットになる第5条許可申請でございます。

番号1番川合町でございます。

申請地についてのご説明は、議案第4号と同じであります
ので、省略させていただきます。

借受人は、現在、借家住まいをしており、このたび、当該
申請地に使用貸借により、個人住宅を新築するものであります。

今回申請のありました案件につきましては、農地法第5条
第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認め
られます。以上でございます。

議 長 はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の結果報告
(代理) をお願いします。

3 番 現在の宅地のそばでございます。周りも宅地が並んでおり
まして、別段問題ないと思えます。

議 長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということ
(代理) ですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。
(異議なしの声多数)

議 長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること
(代理) とし、おって許可書を交付することといたします。

以上で農地法関連の議案の審議を終わります。

議 長 引き続き、議案第6号農用地利用集積計画による利用権の
(会長) 設定等について農林水産課から説明をお願いいたします。

主任主事 本日審議いただきます農用地利用集積計画案に基づく利用
権設定及び中間管理権についてご説明します。

令和元年8月5日公告予定の農用地利用集積計画案、利用
権設定、緑色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に
基づきましてご説明します。

鳥井町、畑855㎡、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者

1名。

長久町、田3,157m²、筆数3、設定する者2名、設定を受ける者1名。

久利町、田1,574m²、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

大森町、田2,489m²、筆数5、設定する者1名、設定を受ける者1名。

水上町、田3,278m²、筆数3、設定する者2名、設定を受ける者1名。

大代町、田3,470m²、筆数3、設定する者1名、設定を受ける者1名。

合計、田13,968m²、畑855m²、筆数17、設定する者8名、設定を受ける者6名。利用権設定については以上です。

続きまして、農地中間管理権、黄色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきご説明します。

波根町、田22,169m²、筆数15、設定する者10名、設定を受ける者1名。

久手町、田74,824.23m²、筆数59、設定する者13名、設定を受ける者1名。

長久町、田2,165m²、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

温泉津町、田1,217m²、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

合計田100,375.23m²、筆数76、設定する者25、設定を受ける者はしまね農業振興公社1名です。

以上ご審議の程よろしく願います。

議長 只今説明がございましたけれど、まず始めに農用地利用集積計画による利用権について進めたいと思います。

それでは、最初の鳥井町の方から順次調査結果の報告をお願いしたいと思います。

16番 2件とも受託者は大田町の〇〇さんでございまして、昨年の9月に鳥井町に1反ほど利用権設定をされ、仲間の人と栽培を開始しておられます。今回は経営規模の拡大になります。現在は大田町にお住まいですが、鳥井町で住宅を購入されたと聞いております。異議はございません。

議長 続いて長久町願います。

(会長)

9 番 ○○○○さん、長久小学校の先の土江よりから稲用へ抜けるところですが、そこを草地として使うということで異議はございません。

議 長 続いて久利町お願いします。

(会長)

1 番 再設定でもありますし、熱心に耕作をされる方でもあり、異議はございません。

議 長 続いて大森町お願いします。

(会長)

8 番 これ新規ですけど、○○さんという方が、農業に非常に熱心な方でして、○○さんの農地ですけど、私も水稻評価に行くんですけど、水不足なところでございまして、野菜を作ってみたいということで、期待をしています。

それから水上町ですが、○○さん、奥さんは水上町出身の方ですが、鹿児島で結婚されてこちらへ帰られたということです。昨年からソバ作ったり小麦作ったりして、熱心な方で、この方にも非常に期待をしています。異議はございません。

議 長 続いて大代町お願いします。

(会長)

6 番 ○○さんが、大代のソバ道場のお世話をされているんですけど、今までの土地を引き続き、この先5年間ソバを作るということで、全く問題ありません。

議 長 担当地区の委員さん異議なしということですが、何か皆さんの方から、ご意見ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

他にないということで、承認とさせていただきます。

続いて黄色の表紙、中間管理権に移ります。

波根町の調査結果の報告をお願いしたいと思います。

1 1 番 波根営農組合と直接契約を結んでいたのですが、この度、農地中間管理機構を通しての契約ということになります。異議はございません。

議 長 続いて久手町私の担当地区です。

(会長)

久手の案件全てこの春に、地域の担い手であった方が、耕作をやめられるということで、それぞれの農地を中間管理権を使って、地域の担い手が受けるということで、今回こうい

う設定がされておりました、異議はございません。

議長 続いて長久町をお願いします。
(会長)

9番 これにつきましても、〇〇〇さんが島根農業振興公社を通して以前から作っておられた場所です、異議はございません。

議長 続いて温泉津町福田をお願いします。
(会長)

13番 〇〇さん、学校を退職になりまして、田んぼの方は色々と経費が掛かるので、畑だけは自分でされるということです。
異議はございません。

議長 担当地区の委員さん異議なしということですが、何か皆さんの方から、ご意見ご質問ございますか。
(会長) (異議なしの声多数)

議長 異議なしということで、中間管理権の方も承認とさせていただきます。
(会長)

議長 引き続き、議案第7号大田・温泉津農業振興地域整備計画
(会長) の変更について、農林水産課の説明をお願いします。

主任主事 失礼いたします。本日はご審議いただきます「大田・温泉津農業振興地域整備計画の変更について」(案)令和元年5月申請分に係る変更についてご説明致します。

大田市の農業振興地域整備計画のなかで、農業振興を図る地域として、「農用地区域」を設定しており、この農用地区域内の農地を転用等する場合は、「農業振興地域整備計画の変更」が必要になり、この変更についてご審議いただくものです。

それでは、青色の表紙をめくっていただき、1ページ目、大田農業振興地域整備計画変更理由書をご覧ください。2ページ目、1. 変更の理由、農用地区域から除外する土地、1. 一般住宅建築用地 14.5a、2. その他、進入路、事務所、駐車場、携帯電話用無線基地局10.84a、合計25.34aの除外申出が出ております。続いて、農用地区域へ含める土地、圃場整備事業の対象農用地とするため、3.34aの編入申し出が出ております。

5ページ目には、除外する土地の地番や面積、除外の理由等記載しております。6ページ目には、編入する土地の地番

や面積、編入の理由等を記載しております。

農用地から除外するに当たっては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項にあります除外の5要件すべてを満たす必要があり、7ページ目で要件確認事項をそれぞれ記載しております。

続きまして、15ページ目からの、温泉津農業振興地域整備計画変更理由書をご覧ください。16ページ目1. 変更の理由農用区域から除外する土地として、その他で墓地0.11aの除外申出が出ております。

19ページ目には、除外する土地の地番や面積、除外の理由等を記載しております。

20ページ目で要件確認事項をそれぞれ記載しております。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (会長) それでは、それぞれ担当委員さんの調査結果の報告をお願いします。まず始めに、大田農業振興地域整備計画変更の5ページをご覧くださいと思います。それでは、最初に整理番号1番川合町をお願いします。

3番 現地を確認してきました。家を建てたいということで、ほぼ市道沿いです。周りもずっと田んぼをやめておられまして、これから農業振興整備計画の見直しもあります。そこらへん一体は、農業振興地域から外してもいいかなと思われるような地域であります。異議はございません。

議長 (会長) 続いて、鳥井町をお願いします。

16番 事業計画者の〇〇さんは、現在ご両親と同居されておりますが、子どもが大きくなって手狭になってきたので、新築を計画されたようです。候補地を色々探されたようですが、所有者の了解を取れなかったりして、適地が見つからなかったため、親の農地に住宅を新築される計画を立てられたようです。当該地は鳥井小学校の前で、県道とバイパス道との間の三日月状の農地で、農地の集約、集団化、効率化に支障はなく、除外要件を満たしておりますので、異議はございません。

議長 (会長) 続いて、水上町をお願いします。

8番 大邑開拓事業の〇〇〇〇〇の中の一角なんですけど、もう建てる場所がはっきり言ってない状態です。全部農業振興整

備計画の農用地域内です。外国人実習生とか多くの人に来ており、もう目いっぱいだと。もう満杯で身動きならないという状態です。そういう切羽詰まった中で、事務所なり、駐車場等も含めて、どうにかしないといけないということで、やむを得ず農地を除外して、ここにありますように事務所なり、もちろん住宅も含めて作るということでございます。従って、やむを得ない状況であり、認可せざるを得ないと判断しております。

また、大原の案件は、通信施設の関係でございますので、周りの地域にも、また、圃場整備ももう全然関係ありませんし、農業振興に差し障りがあるような場所でもございませんので、異議はございません。

議長 続いて編入の方、三瓶町池田お願いします。
(会長)

14番 圃場整備をするにあたっての編入でございます。異議はございません。

議長 只今、大田農業振興地域整備計画の現地調査の結果を、それぞれの担当委員さんにしていただきましたが、何か他の委員さんから、ご意見、ご質問はございますか。

(異議なしの声多数)

それでは、異議なしということで、承認させていただきます。

続きまして温泉津農業振興地域整備計画に移ります。

こちらの方の担当委員さんの調査結果の報告をお願いします。

12番 事業計画者の〇〇さん、山側の傾斜地に墓がありまして、高齢になり、墓参りが大変となり、また、管理も困難になったことから、自宅の近くの候補地を検討しましたが、敷地内では抵抗があるということで、ここへ計画をすることにされたようです。隣接した農地がありますが、汚水等は発生せず、隣が川になっており、雨水は川に流れ込むようになっており、異議はございません。

議長 担当地区の委員さん異議なしということでしたけども、皆さん方の方で、ご意見、ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

議長 異議なしということで、温泉津農業振興地域整備計画の変

(会長) 更につきましても、承認とさせていただきます。

以上で議案の方はすべて終了いたしました。

(閉会宣告)

上記を記録し、議事に相違ないことを認め、ここに署名します。

令和元年7月23日

会 長

(議事録署名委員)

7 番

8 番
